

誓約書

橋本市長 様

橋本市やすらぎ広場における出店事業者募集要領の内容を理解し、次の事項を厳守することを誓約します。

1. 橋本市の運営方針に対し誠意をもって対応します。
2. 「杉村やすらぎ広場における出店事業者募集要領」4.遵守事項を遵守します。
3. 指定された区域以外での出店は行いません。
4. 広場施設内で排水は行いません。
5. 食品等を扱う場合は、食品衛生法等の規定及び基準を守ります。
6. 申請書記載以外の商品等は販売しません。
7. 広場利用者の安全に配慮します。
8. 出店により出たゴミについては責任をもって必ず持ち帰ります。
9. 営業時間終了後は、広場内を巡回しゴミを回収・処分します。
10. 出店箇所の清掃を行い、現状回復します。
11. 出店の権利を第三者に譲渡及び貸与しません。
12. 他の出店者とトラブルを起こしません。
13. 広場施設の損傷及び提供する飲食物の食中毒又、販売物品等に起因する損害賠償等については全て責任を持って対処し、杉村やすらぎ広場並びに橋本市役所には一切ご迷惑をおかけしません。
14. 雨天などでやむを得ず出店を中止する場合は、必ず前日までに理由を記載し、橋本市役所まちづくり課宛てにメール(machiz@city.hashimoto.lg.jp)で報告します。
15. 火器を使用する場合は橋本市消防本部予防課に「露店等の開設届出書」を提出すること。
16. 火器を使用する場合は業務用消火器(10型)を準備し、防火対策を適切に行います。
17. 市が実施するアンケート等に協力します。
18. 自己又は自社の役員・関係者等が、次の各号のいずれにも該当しておりません。
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下この様式において「暴力団」という。)
 - ・暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ・当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
 - ・暴力団員がその経緯に実質的に関与している者
 - ・自己、自社又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し若しくは関与している者
 - ・暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者

令和 年 月 日

住 所

氏 名

(署名)